

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年6月29日(2023.6.29)

【公開番号】特開2023-86828(P2023-86828A)

【公開日】令和5年6月22日(2023.6.22)

【年通号数】公開公報(特許)2023-116

【出願番号】特願2023-67442(P2023-67442)

【国際特許分類】

C 08 L 25/08(2006.01)

10

C 08 F 290/06(2006.01)

【F I】

C 08 L 25/08

C 08 F 290/06

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月16日(2023.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マトリックス相(A)にゴム状弾性体粒子(B)を分散粒子として含有するスチレン系樹脂組成物(I)を含有するスチレン系フィルムであって、

前記マトリックス相(A)は、

スチレン系化合物を有するモノビニル化合物と、分子内に共役ビニル基を少なくとも2つ有する共役ジビニル化合物及び/又は1つ以上の枝分かれ構造を有する多分岐ビニル化合物とのラジカル共重合体を含有し、かつ前記モノビニル化合物中の前記スチレン系化合物の含有量は、前記モノビニル化合物の含有量のうち70モル%以上であり、

前記スチレン系化合物は、スチレン、-メチルスチレン、パラメチルスチレン、エチルスチレン、プロピルスチレン、ブチルスチレン、クロロスチレン又はブロモスチレンであり、

前記モノビニル化合物は、メチル(メタ)アクリレート、エチル(メタ)アクリレート、ブチル(メタ)アクリレート、セチル(メタ)アクリレート、(メタ)アクリロニトリル、ジメチルマレート、ジメチルスマレート、ジエチルスマレート、エチルスマレート、無水マレイン酸、マレイミド、又は核置換マレイミドであり、

前記多分岐ビニル化合物を有する場合は以下の(a)および(b)を満たし、

(a) 前記多分岐ビニル化合物の含有量は、前記モノビニル化合物の総量1モルに対して $2.0 \times 10^{-6} \sim 4.0 \times 10^{-4}$ モルである、

(b) 前記多分岐ビニル化合物の数平均分子量(Mn)は、850~100000である、

前記共役ジビニル化合物を有する場合は以下の(c)および(d)を満たす、

(c) 前記共役ジビニル化合物の含有量は、モノビニル化合物の総量1モルに対して $2.0 \times 10^{-6} \sim 4.0 \times 10^{-4}$ モルである、

(d) 前記共役ジビニル化合物の数平均分子量(Mn)は、850~100000である、

分岐度が0.70~0.94であり、

ゲル化度が1.00~1.25であり、

50

多角度光散乱検出器（M A L S）を用いて測定した絶対分子量100万～500万の成分の含有量が5.0～15.0%であり、

ゲルパーキュレーションクロマトグラフィー（G P C）を用いて測定した数平均分子量（ M_n ）に対する重量平均分子量（ M_w ）の比（ M_w / M_n ）が3.0～5.0である、スチレン系樹脂組成物（I I）であり、

前記スチレン系樹脂組成物（I I）は、前記ゴム状弾性体粒子（B）を当該スチレン系樹脂組成物（I I）100質量%に対して0.1～2.5質量%含有することを特徴とする、スチレン系フィルム。

【請求項2】

以下の[2]～[4]のいずれかを満たす、請求項1に記載のスチレン系フィルム。10

[2] 前記スチレン系樹脂組成物（I I）の最大立ち上がり比が1.2～5.0である、

[3] 前記スチレン系樹脂組成物（I I）中のスチレンの二量体及び三量体の合計残存量が前記スチレン系樹脂組成物（I I）100質量%に対して0.01～0.30質量%である、

[4] G P C を用いて測定したピークトップ分子量（ M_{top} ）が10万～18万である、

【請求項3】

請求項1又は2のいずれかのスチレン系フィルムを有することを特徴とする、成形品。

【請求項4】

前記スチレン系樹脂組成物（I I）と、ゴム状弾性体粒子を含むスチレン系樹脂を溶融混練して押出成形する工程を含む、請求項1又は2のいずれかのスチレン系フィルムの製造方法。20